

新旧対照表

○千葉県いじめ防止対策推進条例（平成二十六年千葉県条例第三十一号）に関する資料

改正後	改正前
<p>(定義)            第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。            一・二 略            三 学校 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。            四・五 略</p>	<p>(定義)            第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。            一・二 略            三 学校 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。            四・五 略</p>